

100年ずっと元気な高齢者を増やす！データ活用による施策展開推進事業公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

本市では、平成30年に制定した「健康都市こうふ基本構想」及び令和元年に策定した「健康都市宣言」に基づき、市民の健康寿命の延伸と誰もが自分らしく自立して暮らすことができるまちづくりを推進し、「元気Cityこうふ」の実現に取り組んでいる。

本事業は、健診・医療・介護等の多様なデータを基に市民の健康状態を分析し、明らかとなった健康課題についてライフコースアプローチを踏まえた予防施策を展開するものである。あわせて、市民が主体的に健康づくりを進めることができるよう、地域全体で支える体制づくりにつなげ、「人」「地域」「まち」が一体となった生涯を通じた健康づくりを推進することで、「健康の好循環」を創り、健康寿命の延伸を図ることを目的とする「100年ずっと元気な高齢者を増やす！データ活用による施策展開推進事業」を委託するものである。

2 業務概要

- (1) 業 務 名 「100年ずっと元気な高齢者を増やす！データ活用による施策展開推進事業」
 - (2) 業 務 内 容 「100年ずっと元気な高齢者を増やす！データ活用による施策展開推進事業」仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり
 - (3) 履 行 期 間 契約締結日から令和9年2月28日まで
 - (4) 提案上限額 3,000,000円（消費税及び地方消費税を含む）
- ※なお、提案価格については、様式（7）提案価格書の注釈を参照すること

3 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たしている者とする。

- (1) 本業務を的確に遂行するに足る能力、当該業務遂行に必要な技術及び、組織、人員体制を有する者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のいずれにも該当していない者であること。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。また、法人においては、その役員が暴力団員でないこと。
- (4) 本業務委託の公告の日から契約締結の日までの期間に、「甲府市物品供給（入札等）制度要綱」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。

(5) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更正手続等及び民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続等開始の申立てがなされている者でないこと。

(6) 直近1年間の国税及び地方税に滞納がない者であること。

4 スケジュール

内 容	期 日
告 示	令和8年6月12日(金)
実施要領・仕様書に関する質問受付	令和8年6月12日(金) から 令和8年6月19日(金) 午後4時まで
質問と回答の公表	令和8年6月23日(火)
参加申請及び 企画提案書等提出期限	令和8年6月30日(火) 午後4時まで
プレゼンテーション審査	令和8年7月上旬
審査結果の公表 結果通知の発送	令和8年7月上旬
優先交渉権者との協議及び 契約手続き	令和8年7月中旬

5 参加申請及び企画提案書等の提出

「3 参加資格要件」を全て満たし、本プロポーザルに参加を希望する場合は、次により必要書類を提出すること。

(1) 提出期限

令和8年6月30日(火) 午後4時まで(必着)

(2) 提出書類

提出書類は次のとおりとする。なお、提出物については返却しない。

名 称	様式及び留意事項等
参加表明書	(様式 1) ・代表者印等を押印のこと
会社概要等整理表	(様式 2) ・会社概要など参考となる資料 (パンフレット等) の添付を可とする
業務実績書	(様式 3) ・過去に、同種又は類似業務を行った実績がある場合は、記載すること
誓約書	(様式 4) ・様式 1 と同じ代表者印等を押印のこと
直近 1 年間の国税及び地方税に未納がないことの証明書	・直近 3 か月以内のもの (コピー可)
企画提案書	<任意様式> ・正本 1 部、副本 5 部提出すること。 ・仕様書の業務内容に掲げる全ての事項について、具体的な提案を行うこと。 ・用紙は A 4 版、文字サイズ 11 ポイント以上とする。 ・表紙と目次を除いて 10 ページ以内で両面印刷とし、ページ番号を記入すること。 ・表紙に「100 年ずっと元気な高齢者を増やす！データ活用による施策展開推進事業データ分析業務 企画提案書」及び商号又は名称を記載すること。 ・提案趣旨やアピールポイントなどを簡潔に分かりやすく記述し、意思表示は明確にすること。 ・企画提案書と同内容の文書を保存した電子媒体 (CD-R 等) を提出すること。
業務実施体制確認調書	(様式 5)
協力会社に関する調書	(様式 6) ・本業務を受注した場合、協力業者と業務契約を予定している場合に提出すること
業務工程表	<任意様式> ・本業務を受託した場合の実施工程 (令和 8 年 3 月まで) を記載すること。 ・用紙は A 3 版、横置き、1 枚に記載すること。 ・本市と参加申請者の役割分担を明示すること。

提案価格書	(様式 7) ・提案価格は、消費税及び地方消費税（10%）を含む額とする。 ・積算内訳を添付すること。
-------	--

(3) 提出方法

甲府市保健衛生部 保健衛生総室 健康政策課へ持参又は郵送にて提出すること。

（郵送の場合のあて先）

〒400-0858 山梨県甲府市相生二丁目17番1号

甲府市保健衛生部 保健衛生総室 健康政策課 宛て

※持参の場合は、平日の午前9時から午後5時（提出期限日は午後4時）までとする。

※郵送の場合は、電話で書類到着の確認を必ず行うこと。

TEL：055-237-2586（直通）

6 質問の受付及び回答

当該委託業務の公募に関して、質問がある場合は、次のとおり提出すること。

(1) 提出方法

質問書（様式8）により、電子メールで提出すること。

電子メールの件名に『100年ずっと元気な高齢者を増やす！データ活用による施策展開推進事業質問書』と明記し、送信後に受信確認のため、甲府市 健康政策課へ電話連絡すること。

電子メールアドレス：kenkouss@city.kofu.lg.jp

TEL：055-237-2586（直通）

(2) 受付期間

公募開始の日から令和8年6月19日（金）午後4時までとする。

(3) 回答方法

令和8年6月23日（火）までに甲府市ホームページに掲載する。なお、質問のあった参加申請者名は公表しない。

(4) 留意事項

本要領及び仕様書の内容以外に関する質問には回答しない。なお、口頭による個別対応は行わない。

7 優先交渉権者の選考

本業務の優先交渉権者の選考は、「100年ずっと元気な高齢者を増やす！データ活用による施策展開推進事業に係る優先交渉権者選考方法」に基づき実施する。

(1) 選考方法

書類審査及び参加申請者プレゼンテーションにて選考を行う。なお、参加申請者プレゼンテーションについては、次のとおり実施する。

ア 日時等

令和8年7月上旬 ※詳細は参加申請者に対して別途通知する。

イ 参加申請者の出席者

3名以内

ウ 実施方法

(ア) 提出した企画提案書に関する説明等（プレゼンテーション15分以内）

(イ) 質疑応答（概ね10分）※回答は簡潔に行うこと。

(ウ) プレゼンテーションにおいて必要となる機器等は、参加申請者により準備することとなるが、次の機器は本市において準備するため、必要な場合は使用可能である。

○本市において準備する機器

プロジェクター、プロジェクター用ケーブル（HDMI / 5m）

(エ) プレゼンテーションは本市へ提出した書類（企画提案書等）を用いて行うこと。

(2) 審査結果

審査を受けた各参加申請者に対し、文書及び電子メールにて審査結果を通知する。

また、審査結果（評価点並びに第1及び第2優先交渉権者については、その名称まで）を甲府市ホームページに掲載する。

(3) その他

ア 参加者の提案内容及び審査資料等、本プロポーザルの審査に関する事項は非公開とする。

イ 審査結果に対する異議申し立ては、受け付けない。

(4) 優先交渉権者との協議

第1優先交渉権者は、仕様等に関する協議を市で行った上、市の決定により受託者となる。ただし、第1優先交渉権者と協議が整わない場合、市は第2優先交渉権者と協議を行うこととする。

また、参加申請者が1者の場合であっても審査を実施し、優先交渉権者を選考するものとする。

8 参加申請者の失格

参加申請者が次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

(1) 本要領「3 参加資格要件」を満たさなくなった場合

(2) 提出書類等に虚偽の記載があった場合

- (3) 審査の公平性を害する行為や一連の公募手続を通じて著しく信義に反する行為があり、審査委員会が失格と認めた場合
- (4) 参加申請者が、契約を履行することが困難と認められる状態に至った場合

9 参加申請等に要する経費

参加申請及び企画提案等、応募に関わる全ての経費は、参加申請者の負担とする。

10 プロポーザルの中止等

やむを得ない理由等により、本市がプロポーザルを実施することができないと認めるときは、本プロポーザルを中止する場合がある。その場合、応募に関わる全ての経費は、本市に請求できないものとする。

11 辞退

参加申請後に辞退する場合には、参加辞退届（様式9）を提出すること。

12 その他

- (1) 市は、提出された関係書類等の機密保持には十分配慮する。
- (2) 市は、提出された企画提案書等は当該審査以外に無断で使用しない。
- (3) 市は、提出された関係書類等は返却しない。

13 連絡先・書類提出先

甲府市保健衛生部 保健衛生総室 健康政策課

〒400-0858 甲府市相生二丁目17番1号

TEL：055-237-2586（直通）

電子メールアドレス：kenkouss@city.kofu.lg.jp